

I 分譲条件（契約内容）

1. 分譲面積 別紙のとおり
2. 価格 別紙のとおり
3. 支払方法 分譲決定後に契約を締結し、内入金としてただちに分譲代金の5%相当額を支払い、残金は3ヶ月以内一括して納入していただきます。
4. 所有権移転登記 土地代金完納後、大竹市土地開発公社が囑託により行います。
5. 土地の引渡し 所有権移転後、大竹市土地開発公社が指定した日とします。
6. 分譲の条件
 - (1) 分譲代金を期日までに納入できる方に限ります。
 - (2) 土地を必要としている方に限ります。
 - (3) 敷地内又は隣接地における電柱、支線等の設置及び敷地上の配線等の通過は拒否することはできません。
 - (4) 契約締結後の土地の管理は、譲受人の責任で行ってください。
7. 紛争の解決 境界、日照、排水及び土地の使用目的等に関して問題が起きた場合は、相隣関係者で解決し、原則として大竹市土地開発公社は調停・斡旋は行いません。
8. 契約印紙代及び登録免許税 契約に必要な印紙代及び登記に必要な登録免許税は、譲受人の負担になります。

9. かし担保 土地の引渡し以後発見された瑕疵について、大竹市土地開発公社の責任が明らかであるものを除き、大竹市土地開発公社はその責任を負いません。
10. 公租公課負担 所有権移転登記をした翌年から固定資産税は、譲受人の負担となります。
11. 解約手数料 譲受人が契約違反や不正な行為により取得した場合等又は譲受人の一方的な理由により契約を取り消した場合は、代金の5%相当額を解約手数料としていただきます。（内入金充当可）

II 申込みの注意事項

1. 分譲申込みは複数の区画でも可能です。
2. 郵送又は電話での申込は受け付けていません。
3. 申込みは、本人に限ります。共有登記をする場合は宅地分譲申込書の必要事項欄に記入してください。
4. 申込書提出時に申込金として、契約印紙相当額を収入印紙でお支払いいただきます。
5. 申し込みの内容について虚偽の記載があるときは、申込み及び譲渡の決定を取り消します。
6. 現地を十分に確認したうえ申し込みをしてください。
7. 原則申込み後の取下げは受付できません。
8. 内入金は、契約を解除されても返金いたしません。

Ⅲ 区画別注意事項

1. 分割販売が可能な土地については、申込者の必要に応じて分割協議を行い分譲することができます。この際に必要な分筆手数料については購入者負担とさせていただきます。
2. 一団の土地については、一括購入する方を優先的に受付します。

Ⅳ 申込み方法

1. 宅地分譲申込書

- ・別添の宅地分譲申込書に必要事項を記入のうえ押印して提出してください。
- ・申込人の名義で登記を行いますので、申込人の記入は十分に考慮してください。
- ・宅地分譲申込書を代理人が提出する場合は、申込人の委任状と、代理人の印鑑が必要です。

【個人申込人添付書類】

- (1) 住民票の謄本

【法人申込人添付書類】

- (1) 法人を証する登記簿謄本
- (2) 宅地分譲申込書提出者に対しての法人名義の委任状

2. 募 集 日 程

(1) 申込受付期間

随時申し込みを受け付けています。

(土・日・祝日以外の午前9時から午後5時まで)

(2) 申込み場所 大竹市土地開発公社(大竹市役所監理課内)

問合せは上記時間内に (0827) 59-2161 (直通) まで